

令和4年1月21日

学校体育施設利用者の皆様へ

富士市市民部スポーツ振興課

まん延防止等重点措置の要請に係る学校開放事業の休止について

日頃から、学校施設開放事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

上記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、静岡県がまん延防止等重点措置の適用を要請することを受けて、学校教育課や関係機関と協議を行った結果、令和4年1月25日（火）から当面の期間、学校開放事業を休止とさせていただきます。

利用者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、更なる感染拡大防止のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 学校開放事業の取り扱いについて

静岡県がまん延防止等重点措置の適用を要請したことを受け、の令和4年1月25日（火）から当面の期間、学校開放事業を休止とします。

2 使用料の取り扱いについて

休止期間中の学校体育施設使用料については、すでに納入済みの場合、**次回の利用時に繰り越しで使用できます**。年度内に利用の予定がない場合には、還付請求書をスポーツ振興課までご提出いただきますようお願い申し上げます。

3 その他

(1) 学校開放事業の再開時期については、感染症の状況によって、改めて連絡いたします。

担当：市民部スポーツ振興課

電話：55-2722